

## 第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会募金推進要綱 (素案)

(趣旨)

**第1条** この要綱は、平成36年(2024年)の第79回国民体育大会および第24回全国障害者スポーツ大会(以下「大会」と総称する。)を滋賀県で開催するに当たり、県民総参加でつくる大会に向けて、開催に係る機運の醸成や大会の周知、大会の円滑な運営を図るために行う寄附金の募集(以下「募金」という。)について、必要な事項を定める。

- ・ 寄附によるサポートは、大会への参加方法の一つ。
- ・ 募金により開催の機運醸成や大会の周知等を図り、県民総参加でつくる大会を目指す。

(推進)

**第2条** 募金は、第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会(以下「開催準備委員会」という。)が推進する。

- 2 開催準備委員会の構成員は、連携協力して募金の推進に当たる。
- 3 開催準備委員会は、募金を推進するための計画を策定する。
- 4 前項の計画は、進捗状況等を踏まえ、必要に応じ見直すものとする。

- ・ 募金は、県や市町、各機関・団体が連携協力して一丸となって推進する。
- ・ 募金は、推進計画を定め、戦略的に実施するとともに、計画の進行管理を行う。

(名称等)

**第3条** 募金は、「第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会募金」という名称を用いて行うものとする。

- 2 募金は、前項の名称のほか、必要に応じ愛称を用いて行うことができる。

- ・ 募金名称は、大会名を冠したもの。そのほか愛称を用いて機運醸成を図りやすくする。

(対象)

**第4条** 募金は、滋賀県内外の個人および企業・団体を対象として行うものとする。

- ・ 県内をはじめとして、滋賀にゆかりのある県外の方も含む全ての方を対象に募金活動を推進する。

(期間)

**第5条** 募金の期間は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 第7条第1号に掲げる経費のための募金 開催準備委員会の総会の議決により定める日から大会最終日まで
- (2) 第7条第2号および第3号に掲げる経費のための募金 平成27年 月 日から開催準備委員会の総会の議決により定める日まで

- ・「大会運営経費」のための募金は、大会開催が決定し盛り上がりが一層高まる開催3年前頃を目途として、企業協賛とあわせて推進する。
- ・「スポーツ選手の発掘、育成および強化」「スポーツ施設の整備」のための募金は、いち早く大会開催の機運醸成等を図るため、平成27年度から推進する。ただし、終期については、現時点で定めず、施設整備や競技力向上の状況を踏まえ、後に決定する。

(受入れ)

**第6条** 募金による寄附金は、滋賀県が受け入れ、滋賀県国民体育大会・全国障害者スポーツ大会運営等基金に積立てるものとする。

- ・税の寄附金控除の関係から滋賀県が受け入れるとともに、区分経理のため基金に積み立てる。なお、いったん開催準備委員会が受け入れ県に寄付することについては、長期間にわたる募金のため、開催準備委員会への寄附を県への寄附とみなす国税局の確認を得られない見込みがないため、県が直接受け入れる。

(使途)

**第7条** 滋賀県は、前項の規定により受け入れた寄附金を第5条各号の募金の期間に応じ、次の各号に掲げる経費の財源に充てるものとする。

- (1) 大会運営に要する経費
- (2) 大会に向けたスポーツ選手の発掘、育成および強化に要する経費
- (3) 大会に向けたスポーツ施設の整備に要する経費

- ・県の基金の目的でもある「大会運営」「競技力向上」「スポーツ施設の整備」の3つと同じ
- ・「競技力向上」のための寄附金は、大会時に活躍が期待できるアスリート応援として、県教育委員会が設置する『滋賀県競技力向上対策本部』を通じて、当面は次世代アスリートであるジュニア選手等の発掘、育成および強化に充てる。
- ・「スポーツ施設の整備」のための寄附金は、大会会場となる施設の整備費に充当する。

(謝意表明)

**第8条** 一定額以上の寄附者に対しては、開催準備委員会会長が別に定めるところにより謝意を表明する。

・ 詳細は、謝意表明実施要領で規定する。

(雑則)

**第9条** この要綱に定めるもののほか、募金の推進に関し必要な事項は、開催準備委員会会長が定める。

・ 募金箱管理規程等の内部規程の制定は、会長に委任する。

## 附 則

この要綱は、平成27年 月 日から施行する。

## 募金の目標額について

### 1. 第2回会議までにおける御意見

#### (1) 設定の有無

- ・ びわこ国体の実績（2年間で7.5億円）を踏まえれば、今回は、それを超える目標額を設定すべきでないか。
- ・ 目標を設定して、達成できるかを段階的に把握して、方策を考えていかないといけないのではないか。

#### (2) 設定の方法

- ・ 全体事業費がこれくらい必要であるということを示して、そのうちこれくらい寄附をお願いしたいという形で、必要経費から割り出すべきではないか。
- ・ 例えば、県民一人当たりいくらお願いしたいといった形で、県民の思いを積み上げるべきではないか。募金の趣旨を大会開催の機運醸成等と考えると、寄附の目標を必要経費だけでアピールすることとは辻褃が合わない。不足経費の寄附を募るというマイナス側からでなく、大会への参加方法として寄附もあるというプラス側から捉えるメッセージの方がいいのではないか。

### 2. 対応方針（案）

#### 募金の目標額は設定せず、幅広く寄附を募ることが妥当

- ・ この募金は、大会や滋賀を応援しようとする御厚意を県内外から幅広く募るものであり、寄附を通じて大会に参加し、滋賀のスポーツ環境の充実や次世代アスリート育成等を積極的にサポートしていただくことを目的とするもの。そのため、あえて目標額は設定せず、できるかぎり多くの応援を募ることとしたい。
- ・ なお、本県において全体事業費の見通しが立てば、県民の皆さんに対して示していく必要がある。